

## 災害時要援護者支援事業にかかる取組ハンドブックの改訂及び 取組に関する調査等について(依頼)

災害時要援護者支援については、各自治会町内会で日頃よりご尽力いただきまして、ありがとうございます。

港北区では、日頃からの地域での支え合い等の取組によって、災害発生時に災害時要援護者の安否確認や避難支援などが迅速に行われるよう、災害時要援護者支援事業にかかる取組内容についてまとめた冊子「災害時要援護者事業ハンドブック」(平成 31 年 2 月作成)を、このたび、自治会町内会の皆様からのご意見等を踏まえて改訂しました。改訂版ハンドブックを各単位自治会町内会あて配布しますので、今後の取組にご活用ください。

区連会 1 月定例会でお知らせしたとおり、令和 6 年度の災害時要援護者名簿を令和 7 年 3 月上旬までに、協定を締結している連合町内会または単位町内会あてに郵送します。つきましては、個人情報保護に関する研修の受講について、「情報取扱者届(兼個人情報保護研修受講報告書)」のご提出をお願いします。

また、名簿と一緒に同封します、各地域における取組に関する調査へのご協力をお願いします。

### 1 災害時要援護者支援事業ハンドブックの改訂について

#### (1) 改訂版の変更の概要について

ハンドブックについて、自治会町内会の皆様から「文字が多くて読み切れない」等のご意見をいただきました。そのため、改訂版では、情報を整理し、説明文を簡潔にするとともに、図表による説明のウェイトを増やす等、(A4 冊子カラー10 ページ) 分かり易いレイアウトに変更し、併せて、「在宅避難」に関する説明項目を新たに追加しました。

#### (2) 改訂版冊子の配布日程について

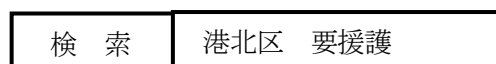
3 月上旬に単位町内会長あてに、訪問時に活用する啓発物品(携帯トイレパックと啓発チラシ)を配布する際、併せて 3 部ずつ配布します。

なお、港北区ホームページにおいても改訂版のデータ版を掲載する予定です。

ホームページの検索は、こちらのキーワードをお使いください。



改訂版ハンドブック表紙



## 2 依頼事項

### (1) 情報取扱者届（兼個人情報保護研修受講報告書）の提出について

名簿を取り扱う方は、全員、毎年1回、個人情報保護研修の受講が必要です。

各単位自治会町内会で研修を受講後、同封しております返信用のピンク封筒に入れて、

**6月30日（月）まで**にご提出をお願いします。

### (2) 災害時要援護者支援の取組に関する調査について

現在の取組状況と課題、訪問時のグッズや啓発が必要と思われる情報等について調査を行い、今後の地域の取組の支援の参考にさせていただきますので、ご協力をお願いします。

調査票は、令和5年度名簿（令和6年3月に配布した名簿）のご返送時に同封するか、FAXで**4月30日（水）まで**にご返送をお願いします。

担当 港北区高齢・障害支援課

渡邊、浜崎、野口

電話 045-540-2317

FAX 045-540-2396